

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日が休日には、その日に当たる)

平成七年八月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
-----	-------	-----------

細川内科胃腸科医院	東伯郡羽合町大字長瀬字天王六一一一	平成七年七月十九日
溝口中央病院	日野郡溝口町長山一五二一	平成七年八月一日
ヘルスプラザ薬局	東伯郡三朝町大字大瀬一〇八九一五	平成七年七月十九日
老人保健施設いなば幸朋苑	鳥取市浜坂二二八一	平成七年七月二十六日
加藤整骨院	倉吉市東巖城町一一〇一	平成七年七月三十日

## 鳥取県告示第五百九十三号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から名称を変更した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成七年八月二十九日

## 告 示

### 鳥取県告示第五百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により次のとおり告示する。

### 鳥取県告示第五百九十四号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
鳥取県立精神保健福祉センター	鳥取市江津二二八一	平成七年七月一日

づき、指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成七年八月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
梶川薬局	八頭郡智頭町大字智頭一六六四	平成七年七月二十日
篠原病院	日野郡溝口町長山一五二一一	平成七年七月三十日

### 鳥取県告示第五百九十五号

会見町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業天王原地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適正と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

### 鳥取県告示第五百九十七号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第一号に掲げる命令をするので、同法第五条第一項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成七年八月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	調査面積 (平方キロメートル)
米子市	米子市富益町の一部	平成七年八月二十九日から平成九年三月三十日まで	○・二二一

### 鳥取県告示第五百九十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条第三項の規定に基づき、次の調査を平成七年八月二十四日に国土調査として指定したので、同条第五項の規定により告示する。

平成七年八月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 四 会見町役場  
異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

- 一 縦覧に供する書類
- 二 縦覧に供する期間
- 三 縦覧に供する場所

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 区域及び期間

1 区域  
県下全域

2 期 間  
平成七年九月二十日から平成八年一月二十九日まで

## 二 森林病害虫等の種類

松くい虫

## 三 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤の散布若しくは薬剤によるくん蒸を行い、又は当該樹木を伐倒してはく皮するとともに、松くい虫並びにその附着している枝条及び樹皮を焼却すること。

## 四 命令をしようとする理由

県下の松林で松くい虫被害が発生しており、三の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、県下の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

## 五 その他必要な事項

- 1 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- 2 三に掲げる措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を当該措置に係る樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局の長に速やかに提出すること。

## 鳥取県告示第五百九十八号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定に基づき、

同法第三条第一項第四号に掲げる命令をするので、同法第五条第一項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成七年八月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 区域及び期間

1 区域  
県下全域

2 期 間  
平成七年九月二十日から同年十月三十一日まで

## 二 森林病害虫等の種類

松くい虫

## 三 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、航空機を利用して薬剤の散布を行うこと。

## 四 命令をしようとする理由

県下の松林で松くい虫被害が発生しており、三に掲げる措置を行わなければ被害が異常にまん延し、県下の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

## 五 その他必要な事項

- 1 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- 2 三に掲げる措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を当該措置に係る樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局の長に速やかに提出すること。

## 鳥取県告示第五百九十九号

松くい虫被害対策特別措置法（昭和五十二年法律第十八号）第四条の四第一項の規定に基づき、特別伐倒駆除の命令をするので、同条第二項において準用する森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成七年八月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成七年八月二十九日

## 一 区域及び期間

## 1 区域

県下全域

## 2 期間

平成七年九月二十日から平成八年二月二十九日まで

## 二 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木が存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して、その破碎又は焼却（炭化を含む。）を行うこと。

## 三 命令をしようとする理由

県下の松林で松くい虫被害が発生しており、二に掲げる措置を行わなければ被害が異常にまん延し、県下の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

## 四 その他必要な事項

- 1 二に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- 2 二に掲げる措置として破碎を行う場合は、次によること。

一 枝条は、焼却すること。

二 破碎後の木片の厚さを六ミリメートル（木材チッパーにより破碎する場合にあつては、十五ミリメートル）以下とすること。

3 二に掲げる措置を行つた場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を当該措置に係る樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局の長に速やかに提出すること。

第十一号に次のように加える。

宇坪谷川	左岸 東伯郡東郷町大字別所字四ノ字 坪谷九六六番地先	右岸 同町同大字同字九六三番一地先
東郷川への合流点		

## 公安委員会告示

## 鳥取県公安委員会告示第五十一号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成七年八月二十九日

鳥取県公安委員会委員長 上 田

務

## 鳥取県告示第六百号

昭和四十一年三月鳥取県告示第二百一十七号（河川法の規定による二級河川の指定について）の一部を次のとおり改正する。

申請者	氏名又は名称	株式会社三星			
	住所	名古屋市西区中小田井4丁目396			
	法人にあってはその代表者の氏名	柏木 嘉津也			
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造業者名	検定番号	有効期間
ぱちんこ遊技機	規則第6条第1号イ該当機	ギャルズ16	株式会社三星	500175	7年8月29日から3年間
〃	〃	クィーンズ	〃	500320	〃
〃	規則第6条第1号ハ該当機	ラリホー	〃	430542	〃

申請者	氏名又は名称	豊丸産業株式会社			
	住所	名古屋市中村区長戸井町3丁目12			
	法人にあってはその代表者の氏名	永野 裕豊			
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造業者名	検定番号	有効期間
ぱちんこ遊技機	規則第6条第1号イ該当機	C R競馬天国優駿篇V	豊丸産業株式会社	500205	7年8月29日から3年
〃	〃	U F O伝説2	〃	500276	〃
〃	規則第6条第1号ロ該当機	C RセブンドーフV	〃	520292	〃

申請者	氏名又は名称	太陽電子株式会社			
	住所	名古屋市西区見寄町125			
	法人にあってはその代表者の氏名	佐藤 英理子			
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造業者名	検定番号	有効期間
ぱちんこ遊技機	規則第6条第1号ロ該当機	C Rそれゆけ浜ちゃん2	太陽電子株式会社	520310	7年8月29日から3年間